



# 不幸な猫を増やさないため、 飼えないなら産ませないで下さい

**飼い主は、避妊・去勢手術、終生飼育の徹底を！**

動物愛護法 第4章37条 繁殖制限は飼い主の責務です。

## 犬・猫を捨てることは犯罪です！

動物愛護法第6章44条

●捨てたら罰金50万円以下 ●虐待したら罰金100万円以下